

食安輸発第1013004号
平成18年10月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施及び
平成18年度輸入食品等モニタリング計画の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号及び同日付け食安輸発第0331006号にて通知したところですが、今般、マラカイトグリーンに係る試験法について改正されたことから、下記のとおり改めることとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

- ①平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1中の台湾産やいとはた及びその加工品（簡易な加工に限る。）、中国産鰻及びその加工品及び中国産ケツギョ及びその加工品（簡易な加工に限る。）に係るマラカイトグリーンの検査の方法、
- ②平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号の別添のⅡの2の（2）中、マラカイトグリーンについては次のとおりとする。

平成18年10月13日付け食安基発第1013001及び食安監発第1013003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。なお、当面の間は、平成16年12月16日付け食安監発第1216002号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」、平成18年5月25日付け食安輸発第0525003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」及び平成18年6月16日付け食安基発第0616001号及び食安監発第0616001号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。

また、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を本通知の別添1に、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号の別添を本通知の別添2に改める。

別添1

別表1

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ		アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり1kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。 ただし中国産ハトムギについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり1kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生労働省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キヤツサバ及びその加工品 (でんぶんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タビオカでん粉中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イタリア	非加熱肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ゴルゴンゾーラチーズ (ソフト及びセミソフトタイプに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
オリーブ加工品	オリーブ加工品	別途指示する製造者で製造され、密閉されたものに限る。	水分活性 水素イオン濃度 ボツリヌス毒素 ボツリヌス菌 (ボツリヌス毒素及びボツリヌス菌については、水分活性が0.94を超えるか、かつ水素イオン濃度が4.6を超えるものに限る。)	平成10年8月26日付け衛食第83号別添2によること。	平成10年8月26日付け衛食第83号別添2によること。	製品検査の対象食品等に示すオリーブ加工品からボツリヌス毒素が検出されるおそれがあるため。
	葉タマネギ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
イラン	殻無しピスタチオナッツ	加工品を除く。	ビリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるビリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
インド	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示す検査機関が発行したニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)に係る証明書が添付されているものを除く。	ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
インドネシア	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン テトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	ターメリック及びその加工品 (ターメリックを主要原料とするものに限る。)	ミックススパイスにあっては含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
エクアドル	バナナ	別途指示するブランドの特定農場で生産されたものに限る。	ビテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるビテルタノールが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	とうもろこし (甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナ等によるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ等内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「ウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ガーナ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルビリホス ピリミホスメチル エンドスルファン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれ、基準値(0.05ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれ及び基準値(0.1ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途示す韓国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であつて、かつ別途示す韓国政府が発行したオキシテラサイクリン及びエンロプロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテラサイクリン エンロプロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテラサイクリンが検出されるおそれ及び基準値(0.1ppm)を超えるエンロプロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途示す韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表2の3によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	冷凍むき身アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	黄色5号 赤色102号 コチニール クチナシ黄色素 モナスカス色素	別表2の1によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」、平成7年9月27日付け衛乳第190号中の「韓国産冷凍むき身アカガイのコチニール色素の検査法」及び「衛生試験法・注解(日本薬学会編)」によること。	着色料が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	きゅうり及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)		エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)		エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものであって、かつ別途示す韓国政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	せり及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	パプリカ(ジャンボピーマン)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する登録輸出業者から輸出されたものを除く。	エトプロホス及びクロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホス及び基準値(0.5ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	わけぎ(学名 <i>Allium wakegi</i>)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		プロシミドン クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドン及び基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ビフェントリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるビフェントリンが検出されるおそれがあるため。
	カキチシャ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		プロシミドン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品(貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の14によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
カンボジア	バジルシード		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ギリシャ	ピスタチオナッツ加工品(ピスタチオナッツを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
スイス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リストリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリストリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リストリア菌で汚染されているおそれがあるため。
スペイン	西洋トコブシ		麻痺性貝毒	1トン未満のロットについては、5検体、1トン以上のロットについては、10検体を採取すること。ただし、開梱数は別表2の4によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	野いちご	加工品を除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
タイ	鶏の脂肪	別途示すタイ政府が発行した有機塩素系農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	DDT、ディルドリン、ヘプタクロル	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2ppm)を超えるDDT、基準値(0.2ppm)を超えるディルドリン、基準値(0.2ppm)を超えるヘプタクロルが検出されるおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する加工場から輸入されるものを除く。	オキソリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	キンツアイ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス、基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ディル及びその加工品(簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	ケール及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	コラード及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン フェンバレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5.0ppm)を超えるシペルメトリン及び基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレートが検出されるおそれがあるため。
	コリアンダー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチル及び基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。
	アカシア及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	シソクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	大葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェニトロチオン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。
	ヒメボウキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	ウスイエンドウと総称される ものに限る。	シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	ペペーミント及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	Puk-Prew及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	ツボクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	リーチライムリーフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		バラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるバラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	PAK PED及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行したクロルビリホスに係る證明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	プロピコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ニオイタコノキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	バジルシード		アフラトキシン	1ロットを8分割した後、各分割について別表3によること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	シカクマメ		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	ローカレゼリー(乾燥したもの含む。)		クロラムフェニコール	別表2の6によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品(白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出證明書が添付されているもの除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品		ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	スッポン及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	切り身のデラビア(イズミダイ)(スマーケ品(薰製品)と称しているものも含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成7年1月30日付け衛乳第10号及び衛化第7号中の「鮮魚中の一酸化炭素分析法」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	やいとはた及びその加工品(簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の4によること。	平成18年10月13日付け食安基発第1013001及び食安監発第1013003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。なお、当面の間は、平成16年12月16日付け食安監発第1216002号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」、平成18年5月25日付け食安輸発第0525003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」及び平成18年6月16日付け食安基発第0616001号及び食安監発第0616001号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	オオヒラタケ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	タロイモ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	DAY LILY(ユリ科キスグ属)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	シフルトリン シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるシフルトリン及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロモプロピレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるプロモプロピレートが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものと除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラン酸に係る試験法について」によること。	サイクラン酸が使用されているおそれがあるため。
中国	鶏肉		スルファキノキサリン	別表2の8によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファキノキサリンが検出されるおそれがあるため。
	はちみつ及びその加工品		ストレプトマイシン	別表2の4によること。	平成14年3月29日付け食監第0329005号別添2の別紙2「ハチミツ中のストレプトマイシン試験法」によること。	ストレプトマイシンが残留しているおそれがあるため。
	ローヤルゼリー (乾燥したものは除く。)		ストレプトマイシン	別表2の6によること。	平成14年3月29日付け食監第0329005号別添2の別紙2「ハチミツ中のストレプトマイシン試験法」によること。	ストレプトマイシンが残留しているおそれがあるため。
	ローヤルゼリー (乾燥したものを含む。)		クロラムフェニコール	別表2の6によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰐及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものであって、別途指示する中国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰐及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。 ただし、別途指示するものについては、別表2の7によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰐加工品 (白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	鰐	広東省及び上海市の養殖場で養殖された鰐に限る。	エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」及び平成18年8月8日付け食安発第0808002号「畜水産食品に残留する農薬エンドスルファンの試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	鰯及びその加工品		マラカイトグリーン ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	マラカイトグリーン: 平成18年10月13日付け食安基発第1013001及び食安監発第1013003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。なお、当面の間は、平成16年12月16日付け食安監発第1216002号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」、平成18年5月25日付け食安輸発第0525003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」及び平成18年6月16日付け食安基発第0616001号及び食安監発第0616001号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。 ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン): 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーン及びニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
	鰯加工品 (冷凍食品白焼き及び蒲焼きに限る。)		成分規格 (生菌数、大腸菌群)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	冷凍食品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン デトラサイクリン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ、クロルテトラサイクリン及びデトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	フナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン シプロフロキサシン	別表2の4によること。	エンロフロキサシン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 シプロフロキサシン: 平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰯に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。ただし、当該分析法の抽出溶媒をアセトニトリル:メタノール=4:1に変更し、定量下限値は当該分析法通知と同様とすること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれ及びシプロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中國政府の証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表2の14に、下痢性貝毒については別表2の15によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒:0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	しじみ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	タウナギ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		エンクロフロキサシン シプロフロキサシン	別表2の4によること。	エンクロフロキサシン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 シプロフロキサシン: 平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰯に対するエンクロフロキサシンの分析法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンクロフロキサシンが検出されるおそれ及びシプロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	ケツギョ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の4によること。	平成18年10月13日付け食安基発第1013001及び食安監発第1013003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。なお、当面の間は、平成16年12月16日付け食安監発第1216002号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」、平成18年5月25日付け食安輸発第0525003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」及び平成18年6月16日付け食安基発第0616001号及び食安監発第0616001号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	養殖フグ	別途指示する輸出者により輸出されたものに限る。	ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
	大粒落花生		ダミノジット アセトクロール	別表2の3によること。	ダミノジット: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 アセトクロール: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	ダミノジット(基準値:不検出)が検出されるおそれ及び基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロールが検出されるおそれがあるため。
	白キクラゲ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	エリンギ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	しいたけ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		フェンプロバトリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフェンプロバトリルが検出されるおそれがあるため。
	まつたけ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		アセトクロール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロールが検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	さや用種及びスナップエンドウと総称されるものに限る。	シペルメトリル クロルピリホス	シペルメトリルについては、別表2の11に、クロルピリホスについては、別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリル及び基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ケール及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	サイシン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	パクチョイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の12に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	平成17年8月10日付け食安輸発第0810003号の別添1に示した加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の11に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮ほうれんそう	別途指示する業者により生産及び輸出し、かつ別途示す中国政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の8に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	しゅんぎく及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮レイシ(ライチ)については、別途示す中国政府が発行したメタミドホスに係る検査証明書及び加工工程書が添付されているものを除く。	メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	チンゲンサイ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	キャベツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	千切り、乱切り等の細切したもの及び加工品は、別表2の3によることとし、それ以外のものは別表2の16によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	そば(粉を含む。)		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	にんにくの茎及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ピリメタニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるピリメタニルが検出されるおそれがあるため。
	食品(未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものと除く。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
チリ	養殖さけ・ます及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すチリ政府が発行したオキシテラサイクリンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテラサイクリンが検出されるおそれがあるため。
デンマーク	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するデンマーク政府による輸出用ナチュラルチーズの承認工場で製造されたものを除く。	リストリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリストリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リストリア菌で汚染されているおそれがあるため。
ニュージーランド	グリーンアスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	バナナ	別途指示する農場で生産されたものに限る。	ビテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるビテルタノールが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フィリピン	マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
ブラジル	生鮮コーヒー豆	別途示す検査機関が発行したジクロルボスに係る証明書が添付されているものを除く。	ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
	鶏肉	KAEFER AVICULTURA LTDA.(SIF:1672)で処理されたものに限る。	エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	リストリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。 ただし、別途指示するものを除く。	リストリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリストリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リストリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	鶏肉	別途指示する処理場で処理されたものに限る。	スルファキノキサリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファキノキサリンが検出されるおそれがあるため。
	ウサギ肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)		スルファジメトキシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファジメトキシンが検出されるおそれがあるため。
	レンズ豆		デルタメトリン及びトラロメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるデルタメトリンが検出されるおそれがあるため。
米国	牛肉加工品	別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成9年7月9日付け衛食第212号及び衛乳第202号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
	牛肉調整品及び豚肉調整品	別途指示する製造者でデンダライズ処理されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成9年7月9日付け衛食第212号、衛乳第202号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	レモン	別途指示するブランドに限る。	オルトフェニルフェノール	別表2の4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	基準値(0.010g/kg)を超えるオルトフェニルフェノールが検出されるおそれがあるため。
	レモン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示するパッカーでパッキングされたものに限る。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.0050g/kg)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	アーティチョーク及びその加工品(簡易な加工に限る。)		フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.20ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ペルメトリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるペルメトリルが検出されるおそれがあるため。
	生鮮パパイヤ	別途示すハワイ州政府が発行した分別管理に係る証明書が添付されているものを除く。	遺伝子組換え	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ55-1が検出されるおそれがあるため。
	とうもろこし(爆裂種に限る。)		ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
	アーモンド加工品(アーモンドを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁		パツリン	別表5によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。
	バセリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	とうもろこし (甘味種を除く。)		アフラトキシン	<p>(1) 容器包装に入れられたものについては、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号別表3によること。</p> <p>(2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。</p> <p>①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。</p> <p>②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。</p> <p>③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。</p>	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ベトナム	もろこし(こうりやん等)及びその加工品(もろこし(こうりやん等)を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ゴマの種子及びその加工品(ゴマの種子を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	養殖鰐及びその加工品		ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
	イカ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものをお除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆		ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
			アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ベルギー	セルリアック及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
南アフリカ	グレープフルーツ	別途示す輸出者から輸出されたものに限る。 ただし、別途示す南アフリカ政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.0050g/kg)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁		パツリン	別表5によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。
ラオス	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルビリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。

(注)各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

別添（平成18年10月13日付け食安輸発第1013004号による改正、改正部分を下線で示す。）

平成18年度輸入食品等モニタリング計画

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領（共通事項）

1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 対象

(1) 食品等

ア. 別表第1に掲げる食品等とし、次に掲げる食品等については除外する。

(ア) 事故品

(イ) 積み戻り品

(ウ) 税関職員から食品衛生上の問題があるとして連絡のあった食品等

(エ) 初めて本邦に輸入される食品等

イ. 厚生労働大臣の登録検査機関、輸出国公的検査機関の検査成績書の提出があったもの及び輸入食品等事前確認制度で登録された食品等並びに同一食品等の継続的輸入として、過去の検査成績書の提出のあるものについても対象とする。

(2) 検査項目

別表第1に掲げる食品群について、厚生労働省令又は告示等において定められている項目、添加物、有毒有害物質及び病原微生物等とする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室から別途指示する各検疫所ごとに割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、輸入実態や法違反状況を踏まえ、検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第1によらず検査を実施して差し支えない。

なお、効果的・効率的なモニタリングを行う観点から、採取した1つの検体について、複数の検査項目についての検査を実施するよう努める。

3 検査方法

(1) 検体の採取

食品衛生法第28条に基づき収去し、別表第2により、ロットを代表するものとなるよう食品衛生監視員の指示等により無作為に抽出した検査対象から検体を採取する。

なお、検体の採取に当たっては、試験品取扱標準作業書に基づき実施し、採取

方法、採取した貨物の形態及び表示事項等について、詳細に記録する。

(2) 試験方法

次の試験法のうちから、各食品等の特性に応じ、適切な試験法を選択し、標準作業書に基づき正確かつ迅速に行う。

ア. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定められた試験法（以下「告示法」という。）

イ. 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）に定められた試験法

ウ. 部長通知等で定められた試験法

エ. 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」に記載された方法

オ. 日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された方法

カ. その他 A. O. A. C. 法等の信頼できる試験法

なお、試験の実施に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。

4 試験実施機関への検体の送付

各検疫所で採取した検体は、試験を行うために適切な保存状態を保持し、企画情報課検疫所業務管理室から別途通知する各試験検査担当課へ送付する。

なお、検体の送付に際しては、検体の授受及び試験検査が円滑に行われるよう送付先の担当者と事前に十分調整を図る。

5 結果の報告

モニタリング検査において法違反が発見された場合は、輸入者に対して貨物の状況を調査するよう指導するとともに、食品衛生法違反連絡書により企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

6 その他

(1) 当該モニタリング検査は、輸入届出に対し偏りなく無作為に抽出を行うよう配慮する。よって、輸入者の申出等により省略するものではない。

(2) 穀類、豆類等のばら積み貨物については、輸入者に対し、貨物の搬入前に届出を行うよう指導する等、あらかじめ十分な時間的余裕をもって輸入状況を把握する。

また、検査対象とする貨物の採取が可能な時間、場所、同一ホールドの貨物の動向等について情報を入手した上、速やかに採取計画を策定し、輸入者に通知する。

II 畜水産食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

- (1) 畜水産食品及びその加工品
 - ア. 食肉（内蔵を含む。）及び食肉製品
 - イ. 食鳥卵（液卵を含む。）、鶏卵製品
 - ウ. 乳・酪農製品
 - オ. 蜂に関連した食品（ハチミツ、ローヤルゼリー、花粉等）
 - カ. 魚類（カギ、サケ・マス、ヒラメ等）
 - キ. 水産動物類（エビ、イカ、タコ等）
 - ク. 貝類（貝柱のみのホタテ貝は除く。）等
- ※それぞれ簡易な加工品を含む

(2) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第4（農薬の検査項目については、別表第5。）のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行うこととする。ただし、平成18年5月28日までの間は、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号の別添の別表第3の検査項目によることとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

- ア. 輸入届出ごとに1ロットとし、別表第2の検査項目「畜水産食品の残留有害物質」の欄による。ただし、微生物に係る検査を実施する場合は、別表第2の検査項目「微生物」の欄による。
- イ. 採取した検体は、冷凍状態で試験実施機関に送付されるよう取り扱う。

(2) 試験方法

以下に示す検査項目以外のものについては、告示法又は平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（以下「残留農薬等通知法」という。）により試験を実施する。

ア. 抗生物質

平成6年7月13日付け衛乳第113号中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」によることとし、陽性と判定された検体については、同通知中の「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改定）」により試験を実施する。

なお、上記の方法により陽性と判定されたものについては、陽性物質名の同定及び定量を行う。

イ. クロラムフェニコール

ハチミツについては、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙1により試験を実施する。

ローヤルゼリーについては、平成17年12月8日付け事務連絡の別添により試

験を実施する。

豚肉（肝を除く）、鶏肉、ウナギ及びエビについては、平成17年1月12日付け食安監発第0112003号により試験を実施する。

それ以外の食品については、平成5年4月1日付け衛乳第78号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」（以下「残留合成抗菌剤の一斉分析法」という。）を準用して試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法により試験を実施する。

ウ. ストレプトマイシン

ハチミツについては、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙2により試験を実施する。

エ. 合成抗菌剤

残留合成抗菌剤の一斉分析法により試験を実施する。

また、うなぎ蒲焼きについては、平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法又は残留農薬等通知法により試験を実施する。

オ. ニューキノロン系合成抗菌剤

エンロフロキサシン、シプロフロキサシン、ダノフロキサシン、オフロキサシン、オルビフロキサシン、ジフロキサシン、ノルフロキサシンについては、平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰯に対するエンロフロキサシンの分析法について」により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、残留農薬等通知法により試験を実施する。

カ. マラカイトグリーン

平成18年10月13日付け食安基発第1013001及び食安監発第1013003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」によること。

なお、当面の間は、平成16年12月16日付け食安監発第1216002号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」、平成18年5月25日付け食安輸発第0525003号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」及び平成18年6月16日付け食安基発第0616001号及び食安監発第0616001号「食品中のマラカイトグリーンの試験法について」により試験を実施しても差し支えない。

キ. ニトロフラン類

AOZ（3-アミノ-2-オキサゾリドン）及びSEM（セミカルバジド）については、平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、分析対象であるAOZ及びSEMに1-アミノヒダントイン及び3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを加え、告示法により試験を実施する。

ク. ラサロシド

平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙3により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、残留農薬等通知法により試験を実施する。

ケ. D E S

平成17年2月3日付け食安監発第0203002号「牛肉中のジエチルスチルベストロール分析法」により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法により試験を実施する。

コ. 腸管出血性大腸菌O157

平成9年7月9日付け衛食第212号、衛乳第202号中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」により試験を実施する。

サ. リステリア菌

平成5年8月2日付け衛乳第169号「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」により試験を実施する。

シ. 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」により、下痢性貝毒については、昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」により試験を実施する。

ス. 水銀

水銀については、昭和48年7月23日付け環乳第99号別紙1、2により試験を実施する。

セ. PCB

PCBについては、昭和47年8月24日付け環食第442号で示される分析法により試験を実施する。

III 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオのモニタリング検査実施要領

1 実施期間及び対象

(1) 検査強化対象食品

ア. 実施期間

平成18年7月1日から同年10月31日まで

イ. 対象食品

(ア) 平成17年度の検疫所におけるモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められた食品

- a. タイ産生食用えび
- b. 韓国産生食用アカガイ
- c. 韓国産生食用タイラギガイ
- d. インドネシア産ゆでだこ

(イ) 平成17年度のモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められなかった食品のうち、平成16年度に違反が認められた食品

- a. 韓国産、中国産及びフィリピン産生食用ウニ

(ウ) 下記1(2)の食品において法違反と判断された場合には、法違反の当該輸出国の当該食品については、以後、1(1)「検査強化対象食品」として取り扱う。

(2) 検査強化対象食品以外の食品

ア. 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

イ. 対象食品

「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年12月厚生省告示第370号）により腸炎ビブリオの成分規格が設定されているゆでだこ、ゆでがに（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。）、生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）

(3) 検査項目

腸炎ビブリオ

(4) 検査件数

上記1(1)の対象食品のうち、イ. (ア)及び(ウ)については、当該期間中は、全ての輸入届出について、また、イ. (イ)については、当該期間中は、輸入届出の50%について実施し、当該期間以外の期間は、上記1(2)の食品とともに、別表第1の水産加工食品「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「微生物」の欄による。

(2) 試験方法

告示法による。なお、腸炎ビブリオの試験法中「同定方法」及び「同等以上の

性能を有すると認められる試験法」については、平成13年6月29日付け食基発第23号による。

3 その他の留意事項

(1) 上記1(2)の食品の検体の採取については、食品の種類、輸出国、処理施設、輸入者及び過去の検査結果等を十分に考慮し、生食用ウニ及び貝類等汚染の高いと思われる食品を中心に、特に夏期において効率的に実施する。

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいざれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、以下の点に留意する。

ア. 上記1(1)に該当する食品については、特に法違反の蓋然性が高いと考えられ、また、平成16年度に国内の複数の食中毒調査において食中毒の原因食品として疑われた旨の報告がなされた食品を含むことから、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

イ. 上記1(2)に該当する食品については、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、あらかじめ輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努めるよう指導する。

(3) 基準値以内の腸炎ビブリオが検出された場合

生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）については、検査の結果、腸炎ビブリオ最確数が100/g以下であっても3.0/g以上検出された場合にあっては、腸炎ビブリオの増殖による食中毒発生の未然防止に資するため、国内における保管及び流通時等における保存基準の厳守を指導するとともに、当該食品による食中毒が発生した場合に当該食品の遡り調査が速やかに行われるよう流通状況等について厳格な把握に努めるよう輸入者に対して指導する。

(4) 衛生管理の指導

平成15年9月19日付け食安監発第0919007号「輸入生食用むき身ウニ及びアカガイの安全確保について」も参考とし、輸出国の製造所における加工基準の遵守、食品の輸送時及び保管時における保存基準の厳守、製造所が異なる食品については製造所毎に別ロットとして輸入届出を行うこと等、衛生管理の指導の徹底を図るよう輸入者に対して指導する。

IV 農産食品の残留農薬モニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 農産食品及びその加工品

- ア. 米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）
- イ. 穀類、豆類、種実類
- ウ. 野菜、果実
- エ. 茶

※それぞれ簡易な加工品を含む

(2) 検査項目

検査項目は、別表第6のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行うこととする。ただし、平成18年5月28日までの間は、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号の別添の別表第4によることとする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア. 米以外の検体

別表第2の検査項目「農薬」の欄又はばら積み貨物の方法による。

イ. 米

別表第3による。

(2) 試験方法

固相抽出による残留農薬一斉分析法、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

なお、固相抽出による残留農薬一斉分析法により試験を実施し、検出された値が残留基準値を超える疑いがある場合には、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

3 その他

1 (1)ア. のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び第31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものである。

また、米の検査は、VIの検査とあわせ実施する。

V 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 安全性未審査の遺伝子組換え食品

- ア. トウモロコシ及びその加工品（甘味種及び爆裂種を除く。）
- イ. パパイヤ及びその加工品
- ウ. 米及びその加工品

(2) 安全性審査済の遺伝子組換え食品の含有率

- ア. トウモロコシ及びトウモロコシ粉碎加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理化学的な変化を受けていないコーングリット、コーンフラワー、コーンミール等粉碎加工品及びこれらの調整品に限る。）
- イ. 大豆及び大豆粉碎加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。）

(3) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第7のとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア. 米以外の検体（米の加工品を含む。）

平成13年3月27日付け食発第110号医薬局食品保健部長通知「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」の一部改正通知により検体を採取する。

なお、上記1(2)の検査に当たっては、分別生産流通管理に係る証明書、荷送状等により分別生産流通管理の確認が適切に行われていることを確認する。

イ. 米（米の加工品を除く。）

別表第3による。ただし、残留農薬等とあわせて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2kgとする。

(2) 試験方法

ア. 米及びその加工品以外の検体

平成13年3月27日付け食発第110号医薬局食品保健部長通知「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」の一部改正通知に示す方法により検査を行う。

イ. 米及びその加工品

(ア) 遺伝子組換えにより新たに発現されるBtタンパク質のうち、Cry1Ac、Cry1Ab、Cry1F、Cry9c、Cry3Bb(Cry3Bb1)

ラテラルフロー法試験紙タイプの市販のTest Kit (Strategic Diagnostics社(SDI)製のSeedバーカークテストBt1Ac (Cry1Ac用)、TraitコーンバーカークテストBt1 (Cry1Ab用)、TraitコーンバーカークテストBt1F (Cry1F用)、TraitコーンバーカークテストCryBt9 (Cry9c用)及びTraitコーンバーカークテストCry3Bb (Cry3Bb(Cry3Bb1)用))を用いる方法で行う。

実験操作は、基本的にTest Kitの説明書の方法によることとし、試料については、検体採取した米1kgを粉碎したものを、各Test Kitで必要な試料量 (Cry1Ac用Test Kitについては9g、Cry1F用Test Kitについては25g、そ

の他 Test Kit については200g を共通に用いる。) を無作為に採取したもの用いることとする。

なお、Cry1Ac 用 Test Kit については、上澄み液に Bt1Ac テストトリプトを立てる時間を20分間とする。

(イ) Bt タンパク質 (Cry1Ac タンパク質) を発現する組換え遺伝子 DNA 平成18年9月26日付け事務連絡によること。

(ウ) LLRICE601

平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号によること。

3 結果の報告及び措置

検査の結果、トウモロコシからCBH351等の安全性未審査の遺伝子組換え食品が検出された場合にあっては、同一本船ホールドのものについてサイロごと若しくははしけごとに検査を実施し、安全性未審査の遺伝子組換え食品が検出されないロットのもののみ食用とするよう輸入者を指導する。なお、サイロごと若しくははしけごとの検査の実施において、輸入者から、当該同一本船ホールドのトウモロコシの搬入時に、登録検査機関による検体採取を行う旨の申し出が事前にあり、かつ、適正に採取され保管されていることが記録により確認できる場合にあっては、当該検体を用いて検査を実施して差し支えないこととする。

また、輸入届出されたトウモロコシ又は大豆のうち、輸入届出書に「遺伝子組換えでない」旨の記載があるもの又は遺伝子組換えに係る記載がないものについて、検査を実施した結果、遺伝子組換え食品の含有率が5%を超えることが判明した場合にあっては、分別生産流通管理が適切に行われたか否か輸入者に調査するよう指導する。調査の結果、証明書等により分別生産流通管理が適切に行われていなかつた場合には、輸入者に対して食品衛生法第27条に基づく輸入届出事項の訂正及び貨物の状況の調査を行うよう指導するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

4 その他留意事項

- (1) トウモロコシについては、輸入後の加工方式 (ドライミリング、ウェットミリング等) について届出時に確認を行い記録する。
- (2) 米の検査は、VIの3の事項に留意する。

VI 輸入米のモニタリング検査実施要領

1 対象

- (1) 米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）
- (2) 検査項目及び検査検体数
 - ア. カドミウム及びその化合物
検査検体数：598件（中国380、米国130、その他88）
 - イ. アフラトキシン
検査検体数：598件（中国380、米国130、その他88）

2 検査方法

- (1) 検体の採取
 - 別表第3による。
- (2) 試験方法
 - ア. カドミウム及びその化合物の試験方法
告示法により試験を実施する。
 - イ. アフラトキシンの試験方法
平成14年3月26日付け食監発第0326001号に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法による。
ただし、その他の方法で試験を実施し検出した場合は、同通知による試験法により確認試験を実施する。

3 その他

- (1) 米の検査は、同一ロット（米の種類（玄米、精米、碎精米、ウルチ米、モチ米等の別）、生産国、輸入者及び本船が同一のもの。）のうち貨物が最初に積み降ろされる港（以下「一次港」という。）において検査を実施する。このため、一次港で実施した同一ロット貨物の検査結果については、一次港を管轄する検疫所がそれ以降の港を管轄する検疫所へ適宜連絡する。
- (2) 植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあっては、輸入者に対し、当該くん蒸剤の試験に係る自主検査を実施するよう指導する。
- (3) 検体採取時の異物検査については、昭和32年4月26日付け衛食第81号「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取扱要領について」を留意の上、実施する。
- (4) IVの検査とあわせ実施する。

VII 小麦のモニタリング検査実施要領

1 対象

- (1) 小麦
- (2) 検査項目
デオキシニバレノール (DON)
- (3) 検査頻度

企画情報課検疫所業務管理が個別に連絡指示する対象船舶について検査を実施する。

2 検査方法

- (1) 検体の採取

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

- (2) 試験方法

平成14年5月21日付け食発第521002号の別紙2により試験を実施する。

3 結果の措置

検査の結果、平成14年5月21日付け食発第521002号に示す DON の暫定的な基準値を超えた場合にあっては、同通知記の3に基づき、輸入者に対して輸入、販売等の自主規制等の措置について指導を行う。

VIII 割りばしに係る防かび剤等のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 検査件数

別表第1の器具及び容器包装の「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

(2) 試験項目

ア. オルトフェニルフェノール (O P P)

イ. チアベンダゾール (T B Z)

ウ. ジフェニル (D P)

エ. イマザリル

オ. 二酸化硫黄又は亜硫酸塩類

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「添加物②(不均一に分布するもの)」の欄に準じる。

(2) 試験方法

平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添4別紙1、2又はこれと同等以上の性能を有すると認められる試験法とする。

検査においては溶出試験のみでも差し支えないこととするが、材質試験についても一部実施する。

また、材質試験において残留が認められなかった場合は、溶出しないものと判断できることとする。

なお、材質試験においては、ロットごとに最低でも3ヶ所から任意に採取したものを混和し、試験に供する。溶出試験においては、ロットごとに最低でも3ヶ所から任意に採取したものをそれぞれ1膳を1検体として試験に供し、以上の検査値の平均を代表値とする。

(3) その他

溶出条件については、安全性確保の観点から最も溶出する可能性の高い状況を想定した上で選定する。

3 結果の報告及び措置

溶出検査の結果、以下に示す許容一日摂取量(ADI)をヒト一人(体重50kg)当たりに換算した量を一日の食事の回数を勘案して3で割った値を上回る割りばしが検出された場合には、企画情報課検疫業務管理室を通じ、当室まで速やかに連絡する。

	A D I	50kg 換算 A D I	((50kg 換算 ADI) ÷ 3)
オルトフェニルフェノール(OPP)	0.4mg/kg 体重/day (JMPR)	20 mg	6.7mg (6,700μg)
チアベンダゾール(TBZ)	0.1mg/kg 体重/day (JECFA)	5mg	1.7mg (1,700μg)
ジフェニール (DP)	0.05mg/kg 体重/day (JECFA)	2.5mg	0.8mg (800μg)
イマザリル	0.03mg/kg 体重/day (JMPR)	1.5mg	0.5mg (500μg)
二酸化硫黄又は 亜硫酸塩類	0.7mg/kg 体重/day (JECFA)	35mg	12mg (12,000μg)

※ ADI は、FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) 又は FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) の評価によるもの。

IX 計画輸入貨物のモニタリング検査実施要領

食品衛生法施行規則第32条第4項に定める輸入手続きによる農産食品等については、初回届出時に必ず現場検査及び残留農薬等に係る検査を実施する。

なお、自主検査成績書が添付されており、残留農薬に係るモニタリング検査が省略できると考えられる場合等にあっては、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで照会する。

1 検査対象の抽出

初回届出がなされた検疫所においては、輸入者から提出された輸入計画に基づき、以下の頻度を目安に、輸入時期、生産地域等を勘案し、モニタリング検査を実施する。

なお、対象貨物が他の検疫所が担当する海空港に搬入される場合には、当該検疫所と協議して計画を策定する。

輸入計画における年間輸入件数 (2回目以降)	モニタリング件数 (2回目以降)
11～40	1
41≤	2

2 検査の実施

到着予定年月の前月に輸入者に連絡し、輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報を確認する。

また、貨物が本船通関される場合には、円滑な採取が行えるよう輸入者と十分に調整した後、搬入港を所管する検疫所が採取を実施する。

3 その他

上記1の検査は、同一ロットの貨物が複数の海空港に積み降ろされ、当該貨物が法違反となった場合、大量の貨物を速やかに措置する必要が生じることから、同一ロットの貨物が最初に到着し、積み降ろされる海空港において実施するよう配慮する。

別表第1

食 品 群	検査項目 ^{*2}	項目別件数 ^{*1}	延検査件数 ^{*1}
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、 その他食鳥肉等	抗生物質等	2, 872	5, 207
	残留農薬	1, 678	
	成分規格等	657	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、 冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1, 042	3, 931
	添加物	1, 308	
	成分規格等	1, 581	
水産食品 二枚貝、魚類、 甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	3, 107	5, 159
	残留農薬	862	
	添加物	295	
	成分規格等	895	
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、 すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗生物質等	4, 127	12, 702
	残留農薬	267	
	添加物	2, 267	
	成分規格等	6, 041	
農産食品 野菜、果実、麦類、 とうもろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	抗生物質等	653	24, 535
	残留農薬	18, 007	
	添加物	598	
	成分規格等	1, 035	
	カビ毒	2, 689	
	遺伝子組換え食品	1, 553	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、 野菜加工品、果実加工品、 香辛料、即席めん類等	残留農薬	4, 785	13, 465
	添加物	4, 295	
	成分規格等	1, 969	
	カビ毒	2, 298	
	遺伝子組換え食品	118	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、 菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	119	4, 870
	残留農薬	238	
	添加物	2, 958	
	成分規格等	1, 256	
	カビ毒	299	
飲料 ミネラルウォーター類、 清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	299	2, 511
	添加物	1, 196	
	成分規格等	897	
	カビ毒	119	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1, 315	1, 315
検査強化食品分	抗生物質等、残留農薬、 添加物、成分規格等、カ ビ毒、遺伝子組換え食品	4, 500	4, 500
総 計 (延数) ^{*1}			78, 195

*1 : 検査件数は、抗生物質、農薬等の検査項目別の延検査件数を示したものである。

*2 : 検査項目の例

- ・抗生物質等 : 抗生物質、残留抗菌性物質等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、T B H Q、防ぼい剤等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リストeria菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、バツリソ等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品等

別表 第2

検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数
微生物		特定せず	151 \leq 150 ~ 1,200 \geq 1,201	3 5 8	0.3 0.3 0.3	1 1 1
添加物	①均一に分布するもの	特定せず	\geq 1	1	0.3	1
	②不均一に分布するもの	特定せず	51 \leq 50 501 \sim 500 ~ 3,200 \geq 3,201	2 3 5 8	0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1
農 薬	①穀類、豆類	袋	51 \leq 50 ~ 150 151 \sim 500 501 \sim 3,200 3,201 \sim 35,000 \geq 35,001	3 5 8 13 20 32	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	1 1 1 1 1 1
	②乾燥野菜(抹茶を除く)	特定せず	151 \leq 150 ~ 1,200 \geq 1,201	3 5 8	0.3 0.3 0.3	1 1 1
	③キヤベツ(芽キヤベツを除く。)、ハクサイ(注)	特定せず	特定せず		4	4個をそれぞれ4等分し、おのおのから1等分を集めたもの
	④①②及び③を除く	特定せず	151 \leq 150 ~ 1,200 \geq 1,201	3 5 8	1 1 1	1 1 1
畜食品の有害残渣	①下痢性貝毒及び麻痺性貝毒	特定せず	151 \leq 150 ~ 1,200 \geq 1,201	6(3×2) 10(5×2) 16(8×2)	1(0.5×2) 1(0.5×2) 1(0.5×2)	2 2 2
	②①を除く	特定せず	151 \leq 150 ~ 1,200 \geq 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5	1 1 1
アフリカントキシン	①袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	281 \leq 280 501 \sim 500 1,201 \sim 1,200 ~ 3,200 \geq 3,201	32 50 80 130(65×2) 210(70×3)	1 1 1 2 3	1 1 1 2 3
	②缶入り又はカートン内容量4.5kg以上のもの	缶又はカートン	51 \leq 50 ~ 500 \geq 501	2 4(2×2) 6(2×3)	0.5 1(250g×2)×2 1.5(250g×2)×3	1 2 3
	③①及び②以外のもの	小型容器包装	51 \leq 50 ~ 500 501 \sim 3,200 \geq 3,201	2(2×1) 3(3×1) 6(3×2) 9(3×3)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1 1 2 3

(注) 千切り、乱切り等、細切したものと除く。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取
 サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

イ. はしけにおける検体採取
 任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものとし、それを縮分して1検体（1kg以上）とする。

ウ. コンテナにおける検体採取
 任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものとし、それを縮分して1検体（1kg以上）とする。

別表第3

ロットの大きさ	検体採取のための開け回数	検体採取量 (kg)	検体数
≤ 15	2	1	1
16 ~ 25	3	1	1
26 ~ 90	5	1	1
91 ~ 150	8	1	1
151 ~ 280	13	1	1
281 ~ 500	20	1	1
501 ~ 1,200	32	1	1
1,201 ~ 3,200	50	1	1
3,201 ~ 10,000	80	1	1
10,001 ~ 35,000	125	1	1
35,001 ~ 150,000	200	1	1
150,001 ~ 500,000	315	1	1
≥ 500,001	500	1	1

※ばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

別表第4

検査項目	食品別検査件数																			
	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	山羊肉	その他 獸畜肉	鶏肉	その他 食鳥肉	食鳥卵	その他 畜産食 品	食肉製 品	乳・酪 農製品	チーズ	鶏卵製 品	蜂に関 連した 食品	魚類	水産動 物類	二枚貝	二枚貝 以外	その他 食品
抗生物質																				
抗生物質	598	598	59	119	5	59	1,197	119	59	118	119	118	328	119	299	3,229	3,827	119	178	
エリスロマイシン	60	60	6	12	2	6	120	12	6		12			12		323	383			
オキシテトラサイクリン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12	60	323	383	12		
オレアントマイシン	60	60	6	12	2	6	120	12			12					323				
クロラムフェニコール	60	60	6	12	2	6	120	12	6		12				60	323	383			
クロルテトラサイクリン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12	60	323	383	12		
ゲンタマイシン	60	60					120	12			12									
ジヨサマイシン		60					120	12			12					323				
ストレプトマイシン	60	60					120								60					
スピラマイシン	60	60		12	2	6	120	12			12					383				
スペクチノマイシン	60	60	6	12	2	6	120	12	6		12									
セファゾリン	60																			
セフオペラゾン	60																			
セフチオフル	60	60	6	12	2	6					12									
セフロキシム	60																			
タイロシン	60	60	6	12	2	6	120	12	6		12			12		323	383			
チアムリン	60	60	6	12	2	6	120	12	6		12			12						
テトラサイクリン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12	60	323	383	12		
ナフシリン	60	60	6	12	2	6	120	12	6		12			12	30	323	383			
ネオマイシン	60	60		12	2	6	120	12	6		12									
ピルリマイシン	60																			
フェノキシメチルヘニシリン		60										12								
ベンジルペニシリン	60	60	6	12	2	6	120	12	6		12				30	323				
リファキシミン	60																			
合成抗菌剤																				
アザペロン		60										12								
エトハペート							120	12								323	383			
エンロプロキサシン	60	60	6				120	12			12					323	383			
オキソリン酸	60	60					120	12	6		12					323	383			
オフロキサン	60	60					120	12			12					323	383			
オルビフロキサシン	60	60					120	12			12					323	383			
オルメトブリム	60	60					120	12	6	12	12			12						
カルバドックス		60										12								

検査項目	食品別検査件数																			
	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	山羊肉	その他 獸畜肉	鶏肉	その他 食鳥肉	食鳥卵	その他 畜産食 品	食肉製 品	乳・酪 農製品	チーズ	鶏卵製 品	蜂に關 連した 食品	魚類	水産動 物類	二枚貝	二枚貝 以外	その他 食品
キシラジン	60																			
クリスタルパオレッド																	323	383		
クロピトール	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12				12					
クロルプロマジン	60	60					120	12	6		12				12					
サラフロキサン							120	12									323			
ジアヘリジン							120	12												
ジクラズリル	60	60	6	12	2	6	120	12			12									
ジフラゾン		60	6				120	12			12									
ジフロキサン	60	60					120	12			12						323	383		
シプロフロキサン	60	60					120	12			12						323	383		
スルファキノキサリン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファクロルピリタジン	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファジアジン	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファジミジン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファジメキシン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファセタミド	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファチアゾール	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファトイシン	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファニトラン	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファピリジン	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファベンズアミド	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファトイキサゾール	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファトイキシピリタジン	60	60	6				120	12			12						323	383		
スルファメテジン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
スルファモノメトキシン	60	60	6	12	2	6	120	12	6	12	12			12		323	383			
ダノフロキサン	60	60					120	12			12						323	383		
チアンフェニコール	60	60					120	12			12						323			
チルミコシン	60	60		12			120	12			12						323	383		
デキサメタゾン	60	60					120	12	6		12			12						
テメホス	60																			
トリペレナミン	60																			
トリメブリム	60	60					120	12	6	12	12			12						
ナイカルバジン							120	12	6	12				12						
ナリジクス酸	60	60	6				120	12			12						323	383		
ニトロフラン類							120	12	6						12	60	323	383		
ノルフロキサン	60	60					120	12			12						323	383		

検査項目	食品別検査件数																		
	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	山羊肉	その他 獸畜肉	鶏肉	その他 食鳥肉	食鳥卵	その他 畜産食 品	食肉製 品	乳・酪 農製品	チーズ	鶏卵製 品	蜂に關 連した 食品	魚類	水産動 物類	二枚貝	二枚貝 以外
ハロフジノン	60						120	12											
ヒドロコルチゾン	60																		
ピリメタミン		60					120	12	6	12	12			12					
ファムフル	60	60					120	12	6		12			12		323	383		
フライアリドン							120	12								323	383		
フルアルダントン							120	12											
フルニキシン	60	60									12								
フルメキシン	60	60	6				120	12			12					323	383		
プロドニゾロン	60	60					120	12	6		12			12					
フルオルフェニコール	60	60					120	12			12					323	383		
ペタメタゾン	60	60					120	12	6		12								
マラカイトグリーン																323	383		
メチルプレニゾロン	60																		
メチレンブルー																323	383		
モランテル	60	60					120	12			12								
ラサロシドナトリウム	60	60					120	12	6	12	12			12					
内寄生虫用剤																			
2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール							120	12											
アルベンドゾール	60	60	6	12			120	12			12								
イソメタミジウム	60																		
イペルメクチン	60	60	6				120	12			12								
エブリノメクチン	60																		
クロサンテル	60																		
クロルスロン	60	60					6	120	12	6		12			12	30	323	383	
ジメトリダゾール	60	60					6	120	12	6		12			12		323	383	
シロマジン							120	12											
チアヘンダゾール	60	60									12								
トリクラヘンダゾール	60																		
ピランテル		60									12								
フルベンドゾール	60	60					120	12	6	12	12			12					
メトロニダゾール	60	60					6	120	12	6		12			12		323	383	
メベンダゾール	60	60										12				323	383		
モキシテクチン	60	60	6								12								
レバミゾール	60	60			12	2	6	120	12		12								
ロニダゾール	60	60					6	120	12	6		12			12		323	383	

検査項目	食品別検査件数																		
	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	山羊肉	その他 獸畜肉	鶏肉	その他 食鳥肉	食鳥卵	その他 畜産食 品	食肉製 品	乳・酪 農製品	チーズ	鶏卵製 品	蜂に關 連した 食品	魚類	水産動 物類	二枚貝	二枚貝 以外
ホルモン剤																			
DES	60																		
ゼラノール	60	60																	
トレンボロンアセテート	60																		
飼料添加物																			
カンタキサンチン	60	60				6	120	12	6							323	383		
クレンブテロール	60	60																	
ラクトバミン	60	60																	
農薬																			
別表5	598	598	59	119	5		299									537	444	148	
腸管出血性大腸菌O157	598									60*		120*							
リストリア菌										60*		358*							
下痢性貝毒																	598	59	
麻痺性貝毒																	598	59	
水銀																	162		
PCB	60	60															81		

*加熱せずに食用に供する非加熱食肉製品やソフト・セミソフトチーズに限る。

別表第5

	農薬名
1	DDT
2	γ -BHC
3	アジンホスメチル
4	アトラジン
5	アペメクチン
6	アラクロール
7	アルトリン及びデイルトリン
8	アレスリン
9	イソプロチオラン
10	エチオン
11	エトリジアゾール
12	エマメクチン安息香酸塩
13	エントスルファン
14	エンドリン
15	オキサジアゾン
16	オキシテメトメチル
17	オキシフルオルフェン
18	オメタート
19	キノキシフェン
20	キントゼン
21	クレソキシムメチル
22	クロジナホップロハルギル
23	クロルテン
24	クロルピリホス
25	クロルピリホスメチル
26	クロルフェナビル
27	クロルフェンビンホス
28	シマジン
29	ダイアジノン
30	テトラクロルビンホス
31	テフルトリン
32	テルブトリン
33	テルブホス
34	トリアジメホン
35	トリアゾホス
36	トリアレート
37	トリブホス
38	ハラチオン
39	ハロキシホップ
40	ヒコリナフェン
41	ヒエントリン
42	ヒラクロホス
43	ヒリダヘン
44	ヒリミカルブ
45	ヒリミホスメチル
46	ビンクロゾリジン
47	フィプロニル
48	フェナミホス
49	フェニトロチオン
50	フェノブカルブ

	農薬名
51	フェンチオン
52	フェンチン
53	フェンバレート
54	フェンプロハトリル
55	ブプロフェジン
56	フルキンコナゾール
57	フルシリネート
58	フルトラニル
59	プロシミドン
60	プロビコナゾール
61	プロビサミド
62	プロフェノホス
63	プロメトリル
64	プロモプロビレート
65	ヘプタクロル
66	ペルメトリル
67	ベンコナゾール
68	ベンディメタリン
69	ボスカリド
70	ホスマット
71	ホレート
72	マラチオン
73	メチダチオン
74	メトラクロール

別表第6

	農薬名		農薬名		農薬名
1	1-ナフタレン酢酸	51	イマザメタヘンズメチルエステル	101	キノクラミン
2	2,4,5-T	52	イマザモックスアンモニウム塩	102	キノメチオナート
3	2,4-D	53	イマザリル	103	キャブタン
4	4-クロルフェノキシ酢酸	54	イミダクロブリド	104	キントゼン
5	BHC	55	イノクタシン	105	クマホス
6	DDT	56	イミベンコゾール	106	クミルロン
7	EPN	57	インダノファン	107	グリホサート
8	EPTC	58	インドキサカルブ	108	グルホシネット
9	MCPA	59	ウニコナゾールP	109	クレソキシムメチル
10	MCPB	60	エスプロカルブ	110	クロキントセットメキシル
11	XMC	61	エタメツルフロンメチル	111	クロジナホップ酸
12	γ-BHC	62	エタルフルラリン	112	クロジナホッププロパルギル
13	アイオキシニル	63	エチオン	113	クロゾリネート
14	アクリナトリン	64	エチクロゼート	114	クロチアニシン
15	アサコナゾール	65	エチプロール	115	クロフェンテシン
16	アサメチホス	66	エティフェンホス	116	クロプロップ
17	アシフルオルフェン	67	エテボン	117	クロマゾン
18	アシベンゾラル-S-メチル	68	エトキサゾール	118	クロマフェノジド
19	アシュラム	69	エトキシキン	119	クロメプロップ
20	アシンホスメチル	70	エトキシリフロン	120	クロランスマメチル
21	アセタミブリド	71	エトフェンプロックス	121	クロリタゾン
22	アセトクロール	72	エトメセート	122	クロリムロンエチル
23	アセフェート	73	エトプロホス	123	クロルスルフロン
24	アゾキシストロビン	74	エトヘンサニド	124	クロルタールジメチル
25	アラジン	75	エトリムホス	125	クロルデン
26	アニロホス	76	エホキシコナゾール	126	クロルビリホス
27	アバメクチン	77	エマメクチン安息香酸塩	127	クロルビリホスメチル
28	アミトラズ	78	エンドスルファン	128	クロルフェナビル
29	アミトロール	79	エンドリン	129	クロルフェンゾン
30	アメトリン	80	オキサジアゾン	130	クロルフェンビンホス
31	アラクロール	81	オキサジクロメボン	131	クロルブファム
32	アラニカルブ	82	オキサミル	132	クロルプロファム
33	アラマイト	83	オキシカルボキシン	133	クロルベニシド
34	アルジカルブ	84	オキシデメトンメチル	134	クロルメコート
35	アルドリン及びテイルドリン	85	オキシフルオルフェン	135	クロロクスロン
36	アレスリン	86	オメタート	136	クロロタロニル
37	イオドスルフロンメチル	87	オリザリン	137	クロロネブ
38	イサゾホス	88	カズサホス	138	クロロベンジレート
39	イソウロン	89	カフェンストロール	139	酸化フェンバタスズ
40	イソキサジフェンエチル	90	カブタホール	140	シアゾファミド
41	イソキサチオン	91	カルバリル	141	シアナジン
42	イソキサフルトール	92	カルフェントラゾンエチル	142	シアノホス
43	イソフェンホス	93	カルプロハミド	143	シアフェンチウロン
44	イソプロカルブ	94	カルベンダジム、ベバカル及チオファネートメチル	144	シウロン
45	イソプロチオラン	95	カルボキシン	145	シエトフェンカルブ
46	イナベンフロ	96	カルボスルファン	146	シオキサチオン
47	イプロジオン	97	カルボフラン	147	シクラニリド
48	イプロバリカルブ	98	キサロホップエチル	148	シクロエート
49	イプロヘンホス	99	キナルホス	149	シクロシメット
50	イマザキン	100	キノキシフェン	150	シクロスマム

	農薬名
151	ジクロトホス
152	ジクロフェンチオン
153	ジクロフルアニド
154	シクロプロトリン
155	ジクロホップメチル
156	ジクロメジン
157	ジクロラン
158	ジクロルプロップ
159	ジクロルボス
160	ジクロルミド
161	ジクワット
162	ジコホール
163	ジスルホトン
164	ジチオカルバメート
165	ジチオビール
166	シニトンエチル
167	シノスルフロン
168	ジノテフラン
169	ジノテルブ
170	シハロトリン
171	シハロホップブチル
172	ジフェナミド
173	ジフェニル
174	ジフェノコナゾール
175	ジフェンゾコート
176	シフルトリン
177	シフルフェナミド
178	ジフルフェニカン
179	ジフルヘンズロン
180	シプロコナゾール
181	シプロジニル
182	シヘキサチン及びアゾジクロチン
183	シペルメトリン
184	ジベレリン
185	シマジン
186	シメコナゾール
187	ジメタメトリン
188	ジメチビン
189	ジメチリモール
190	ジメチルビンホス
191	ジメテナミド
192	ジメトエート
193	ジメトモルフ
194	シメトリン
195	ジメピペレート
196	シモキサニル
197	臭素
198	シラフルオフェン
199	シロマジン
200	シンメチリン

	農薬名
201	スピノサド
202	スピロキサミン
203	スピロジクロフェン
204	スルホスルフロン
205	セトキシジム
206	ゾキサミド
207	ターバシル
208	ダイアジノン
209	ダイアレート
210	ダイムロン
211	ダミノジット
212	チアクロプリド
213	チアジニル
214	チアゾビル
215	チアベンタゾール
216	チアメトキサム
217	チオベンカルブ
218	チシアズロン
219	チフェンスルフロンメチル
220	チフルサミド
221	テカナゼン
222	テスマティフム
223	テトラクロルビンホス
224	テトラコナゾール
225	テトラジホン
226	テニルクロール
227	テブコナゾール
228	テブチウロン
229	テブフェノジド
230	テブフェンピラド
231	テフルトリン
232	テフルヘンズロン
233	テメタン-S-メチル
234	テルタメトリン及びトラロメトリン
235	テルブトリリン
236	テルブホス
237	トルコキシジム
238	トリアジメノール
239	トリアジメホン
240	トリアスルフロン
241	トリアゾホス
242	トリアレート
243	トリクロビル
244	トリクロロホン
245	トリシクラゾール
246	トリチコナゾール
247	トリテモルフ
248	トリネキサックエチル
249	トリブホス
250	トリフルスルフロンメチル

	農薬名
251	トリフルミゾール
252	トリフルムロン
253	トリフルラリン
254	トリフロキシストロビン
255	トリフロキシスルフロン
256	トルクロホスメチル
257	トルフェンピラド
258	ナプロタラム
259	ナフタレンアセタミド
260	ナプロアニリド
261	ナプロハミド
262	ニトロタールイソプロピル
263	ノバルロン
264	ノルフルラゾン
265	バー・バン
266	ハクロブトラゾール
267	ハミドチオン
268	ハラコート
269	ハラチオン
270	ハラチオンメチル
271	ハルフェンプロックス
272	ハロキシホップ
273	ハロスルフロンメチル
274	ビオレスメトリン
275	ビコリナフェン
276	ビテルタノール
277	ビノキサテン
278	ビフェノックス
279	ビフェントリル
280	ビペロニルブトキシド
281	ビペロホス
282	ビラクロホス
283	ビラゾキシフェン
284	ビラゾスルフロンエチル
285	ビラゾホス
286	ビラゾリネット
287	ビラフルフェンエチル
288	ビリタフエンチオン
289	ビリタベン
290	ビリタリル
291	ビリフェノックス
292	ビリフタリド
293	ビリブチカルブ
294	ビリプロキシフェン
295	ビリミカルブ
296	ビリミジフェン
297	ビリミノハックメチル
298	ビリミホスメチル
299	ビリメタニル
300	ビロキロン

	農薬名
301	ビンクロゾリン
302	フィプロニル
303	フェナミホス
304	フェナリモル
305	フェニトロチオン
306	フェノキサニル
307	フェノキサブロップエチル
308	フェノキシカルブ [°]
309	フェノチオカルブ [°]
310	フェノトリン
311	フェノブカルブ [°]
312	フェリムゾン
313	フェンアミド [°]
314	フェンクロルホス
315	フェンスルホチオン
316	フェンチオン
317	フェンチン
318	フェントエート
319	フェントラサミド [°]
320	フェンハレート
321	フェンピロキシメート
322	フェンブコナゾール
323	フェンプロハトリン
324	フェンプロビモルフ
325	フェンヘキサミド [°]
326	フェンメティファム
327	フサライド [°]
328	ブタクロール
329	ブタフェナシル
330	ブタミホス
331	ブチレート
332	ブビリメート
333	ブプロフェジン
334	フルマル酸オキシボコナゾール
335	フルサスルフロン
336	フルチオカルブ [°]
337	フルムプロップメチル
338	フルメビル
339	ブリミスルフロンメチル
340	フリラゾール
341	フルアクリビリム
342	フルアジナム
343	フルアジホップ [°]
344	フルオメツロン
345	フルキンコナゾール
346	フルジオキソニル
347	フルシリネート
348	フルシラゾール
349	フルチアセットメチル
350	フルトラニル

	農薬名
351	フルトリアホール
352	フルバリネット
353	フルフェナセット
354	フルフェノクスロン
355	フルミオキサジン
356	フルミクロラックペンチル
357	フルメツラム
358	フルリドン
359	フルロキシビル
360	プレチラクロール
361	プロクロラズ [°]
362	プロシミド [°]
363	プロスルフロン
364	プロチオホス
365	プロハキサホップ [°]
366	プロハクロール
367	プロハシジン
368	プロハニル
369	プロハホス
370	プロハルギット
371	プロヒピコナゾール
372	プロヒサミド [°]
373	プロヒドロジヤスモン
374	プロファム
375	プロフェノホス
376	プロヘナゾール
377	プロホキスル(プロホクスル)
378	プロメカルブ [°]
379	プロメトリン
380	プロモキシニル
381	プロモブチド [°]
382	プロモプロヒレート
383	プロモホス
384	プロモホスエチル
385	フルラスマム
386	ヘキサクロロヘンゼン
387	ヘキサコナゾール
388	ヘキサジノン
389	ヘキサフルムロン
390	ヘキシチアゾックス
391	ヘナラキシル
392	ヘノキサコール
393	ヘプタクロル
394	ヘルメトリン
395	ヘンコナゾール
396	ヘンシクロロン
397	ヘンスリド [°]
398	ヘンスルフロンメチル
399	ヘンゾフェナップ [°]
400	ヘンダイオカルブ [°]

	農薬名
401	ヘンデイメタリン
402	ヘントキサゾン
403	ヘンフルラリン
404	ヘンフレセート
405	ホキシム
406	ホサロン
407	ホスカリド [°]
408	ホスチアゼート
409	ホスファミド [°]
410	ホスマット
411	ホセチル
412	ホノホス
413	ホメサフェン
414	ホルクロルフェニュロン
415	ホレート
416	マラチオン
417	マレイン酸ヒドラジド [°]
418	ミクロブタニル
419	ミルベメクチン
420	メカルバム
421	メコブロップ [°]
422	メソミル
423	メタクリホス
424	メタベンズチアズロン
425	メタミドホス
426	メタラキシル及びメフェノキサム
427	メチオカルブ [°]
428	メチダチオン
429	メキシクロール
430	メキシフェノジド [°]
431	メトルフロンメチル
432	メブレン
433	メミノストロビン
434	メトラクロール
435	メトリブジン
436	メハニビリム
437	メビンホス
438	メフェナセット
439	メエンピルジエチル
440	メブロニル
441	モノクロトホス
442	モノリニュロン
443	モリネート
444	ラクトフェン
445	リニュロン
446	ルフェヌロン
447	レナシル

別表第7

食品別・検査項目別遺伝子組換え食品モニタリング検査件数

	トウモロコシ CBH351	パパイヤ 55-1	安全性審査済みの遺 伝子組換え食品の含 有率	遺伝子組換えにより 新たに発現されるBt タンパク質のうち、 Cry1Ac、Cry1Ab、 Cry1F、Cry9c、 Cry3Bb(Cry3Bb1)	Btタンパク質 (Cry1Acタンパク 質)を発現する組換 え遺伝子DNA	LLRICE601
トウモロコシ穀粒及び トウモロコシ粉碎加工品 ^{*1}	米国 72 その他 47		119			
その他トウモロコシ加工品	59					
生鮮パパイヤ		米国 100 その他 19				
パパイヤ加工品（乾燥に限 る。）		59				
大豆（枝豆、大豆もやしを 含む。）及び大豆粉碎加工 品 ^{*2}			598			
米及び米加工品（米を主原 料とするもので、米粉、 ビーフン、はるさめ等、未 加熱又は加熱の程度が低い ものとする。）				中国 598 ^{*3}	中国 ^{*4}	
米及びその加工品（主原料 とするもので、未加熱のも のとする。）						米国 59 ^{*5}

* 1 遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理的な変化を受けていないコーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール等粉碎加工品に限る。

* 2 遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。

* 3 米に限る。

* 4 別途指示による。

* 5 長粒種以外の米及びその加工品に限る。